

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	京都府私立学校等授業料減免事業等補助金の交付に関する事務(小・中学校)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都府知事は、京都府私立学校等授業料減免事業等補助金の交付に関する事務において特定個人情報ファイル(個人番号をその内容に含む個人情報ファイル)を取り扱うにあたり、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利・利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

京都府知事

公表日

令和7年5月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	京都府私立高等学校等授業料減免事業等補助金の交付に関する事務(小・中学校)
②事務の概要	私立の高等学校に在籍する児童又は生徒の修学の援助を図ることを目的として、京都府内に私立高等学校を設置する学校法人が当該私立高等学校の生徒等について授業料の減免又は授業料相当額の給付の事業を行う場合に交付する補助金の交付申請に係る事実についての審査
③システムの名称	統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
京都府授業料減免事業等補助金事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「法」という。)第9条第2項 ・京都府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成27年京都府条例第7号)(以下「条例」という。)別表第1の10の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	京都府文化生活部文教課
②所属長の役職名	京都府文化生活部文教課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	京都府文化生活部文教課 郵便番号602-8570京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 電話番号075-414-4516
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	京都府文化生活部文教課 郵便番号602-8570京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 電話番号075-414-4516
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバーの真正性確認を行うとともに、申請者からマイナンバーの提出を受ける際には、申請データとマイナンバー記載事項を突合しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じて提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	京都府特定個人情報の保護に関する取扱規定及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐため、以下の物理的安全管理措置を徹底している。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管すること ・出入庫の管理簿を作成することにより、特定個人情報を含む書類の所在を明確にすること これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月28日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	京都府私立高等学校等授業料減免事業等補助金の交付に関する事務	京都府私立高等学校等授業料減免事業等補助金の交付に関する事務(高等学校)	事前	
平成29年12月28日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	私立の小学校、中学校及び高等学校に在籍する児童又は生徒の修学の援助を図ることを目的として、京都府内に私立高等学校等を設置する学校法人が当該私立高等学校等の生徒等において授業料の減免又は授業料相当額の給付の事業を行う場合に交付する補助金の交付申請に係る事実についての審査	私立の高等学校に在籍する生徒の修学の援助を図ることを目的として、京都府内に私立高等学校を設置する学校法人が当該私立高等学校の生徒について授業料の減免又は授業料相当額の給付の事業を行う場合に交付する補助金の交付申請に係る事実についての審査	事前	
平成29年12月28日	3. 個人番号の利用(法令上の根拠)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「法」という。)第9条第2項、法別表第1の91の項 ・京都府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成27年京都府条例第7号)(以下「条例」という。)別表第1の8項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「法」という。)第9条第2項、法別表第1の81の項 ・京都府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成27年京都府条例第7号)(以下「条例」という。)別表第1の10の項	事前	
平成29年12月28日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 (2)法令上の根拠	・法第19条第8号、法別表第1の91の項 ・条例別表第1の8項	・法第19条第8号、法別表第1の81の項 ・条例別表第1の10の項	事前	
令和6年6月19日	2. 特定個人情報ファイル名	京都府奨学のための給付金支給事務ファイル	京都府授業料減免事業等補助金事務ファイル	事前	
令和29年11月1日	I 4②	法第19条第8号	法第19条第9号	事後	番号利用法の改正に伴う修正
令和29年11月1日	I 5②	文教課長 岡部 武	京都府文化スポーツ部文教課長	事後	評価意見直しに係る修正
令和29年11月1日	I 8	京都府総務部総務課調整課 郵便番号602-8570京都市上京区下立売通 新町西人数ノ内町 電話番号075-414-4533	京都府文化スポーツ部文教課 郵便番号602-8570京都市上京区下立売通 新町西人数ノ内町 電話番号075-414-4516	事後	評価意見直しに係る修正
	I 3	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「法」という。)第9条第2項、法別表第1の81の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「法」という。)第9条第2項	事後	
	I 4	・法第19条第9号、法別表第1の81の項 ・条例別表第1の10の項	・法第19条第9号	事後	
	I 5①	京都府文化スポーツ部文教課	京都府文化生活部文教課	事後	
	I 5②	京都府文化スポーツ部文教課長	京都府文化生活部文教課長	事後	
	I 7	京都府文化スポーツ部文教課 郵便番号602-8570京都市上京区下立売通 新町西人数ノ内町 電話番号075-414-4516	京都府文化生活部文教課 郵便番号602-8570京都市上京区下立売通 新町西人数ノ内町 電話番号075-414-4516	事後	
	I 8	京都府文化スポーツ部文教課 郵便番号602-8570京都市上京区下立売通 新町西人数ノ内町 電話番号075-414-4516	京都府文化生活部文教課 郵便番号602-8570京都市上京区下立売通 新町西人数ノ内町 電話番号075-414-4516	事後	
	II 1	いつ時点の計数か 平成28年4月1日時点	いつ時点の計数か 令和6年4月1日時点	事後	
	II 2	いつ時点の計数か 平成28年4月1日時点	いつ時点の計数か 令和6年4月1日時点	事後	
	IV 8	新規追加	人手を介在させる作業 十分である 判断の根拠 マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る機密的なガイドラインに照い、マイナンバーの真正性確認を行うとともに、申請者からマイナンバーの提出を受ける際には、申請データとマイナンバー記載事項を突き合わせており、人為的なミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	
	IV 11	新規追加	最も優先度が高いと考えられる対策 8)特定個人情報漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 当該対策は十分か【再掲】 京都府特定個人情報保護の促進に関する取扱規定及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に照り、漏えい・滅失・毀損を防ぐため、以下の物理的安全管理措置を徹底している。 ・特定個人情報を含む書類は、施設できる書庫等に保管すること ・出入庫の管理簿を作成することにより、特定個人情報を含む書類の所在を明確にすること これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	